

習志野市公民館施設使用料 減免取扱要領

習志野市使用料規則第 3 条第 3 号の「公益上その他の理由により使用料を全額徴収することが、不相当と認められるとき」を明確にするため、次の通り基準を定め、活動の目的がいずれかに該当するときは、使用料の全額を免除する。

1. 教育の振興または社会教育上有益と認められるとき
 - ①青少年の健全育成を目的として活動する団体(サークル)が、その主たる目的で使用する時
 - ②市の行政目的のために設立された団体(サークル)が、市の支援のもとにその主たる目的で使用する時

2. 地域福祉の増進につながると認められる目的で使用する時
 - ①市内に住所を有し障害のある者及びその介護者で組織する団体(サークル)が、使用する時
 - ②上記①に該当する者への支援を目的として活動する団体(サークル)が、その主たる目的で使用する時
 - ③市内に住所を有する高齢者及びその介護者を支援することを目的として活動する団体(サークル)が、その主たる目的で使用する時
 - ④その他、地域福祉の増進を目的とした行政関係団体等が、その主たる目的で使用する時

3. 住民自治につながると認められる目的で使用する時
 - ①住民自治を目的として活動する市内各町会の連合組織が、その主たる目的で使用する時
 - ②まちづくりの推進を目的として活動する市内各まちづくり会議等が、その主たる目的で使用する時
 - ③住民自治につながるイベント等の開催を目的として活動する地域の自主運営団体が、その主たる目的で使用する時

4. 国または地方公共団体との共催事業で使用する時